

午後 1 時開議

○鈴木隆之議長 ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 事務局長に諸般の報告をさせます。

〔高野事務局長朗読〕

1 発言の一部訂正について

2 陳情取下願

~~~~~

○鈴木隆之議長 ただいま事務局長に報告させましたとおり、6月17日の会議における寺田かずとも議員の質問に対するスポーツ・文化芸術担当部長の答弁について、区長から発言の一部訂正の申出がありました。本職において許可いたしましたので、ご報告いたします。訂正内容はタブレット型端末に配信の写しのとおりです。

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、陳情の取下げについてお諮りいたします。ただいま事務局長に報告させましたとおり、8第22号 新ルート・B滑走路南向き離陸の中止・撤回を大田区から国に求めて頂きたいと願う陳情について、提出者から取下願が提出されました。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、取下げを承認することに決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第1を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第1

第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次） ほか11件（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 総務財政委員長の報告を求めます。

〔10番えびさわ圭介議員登壇〕（拍手）

○10番（えびさわ圭介議員） ただいま上程されました第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次）ほか11件につきまして、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次）の補正予算案につきまして、主な質疑を申し上げます。

大森駅と馬池洗地区の機運醸成事業に伴う増額補正とのことだが、当該事業に係る予算を再構築した経緯について伺いたいとの質疑に対し、当該事業と密接に関係するドラマについて、NHKとの調整状況が今年度に入ってからより明確となった。その中で、シビックプライドの醸成、地域ブランドの向上を踏まえ、視野を多角的に捉えて厚みを持たせることで事業効果を高めるため、予算の再構築を図ったとの答弁がありました。

また、病児・病後児保育事業について、子育てNo.1都市を目指す大田区として、今後、区民の利便性を高めていくための見解を伺いたいとの質疑に対し、今回、病児・病後児保育送迎事業の拡充を受け、本事業が必要とする方に届き、使いやすいように、診療の予約システムの改善や区の広報機関とより分かりやすくつながるような仕組みをつくるなど、今回のモデル事業実施を機に改善に取り組みたいと考えているとの答弁がありました。

なお、第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次）の審査中、清水菊美委員から予算の編成替えを求める動議が提出されました。

その内容は、歳入として基金繰入金6億5700万円を増額し、歳出として訪問介護員及び介護職員居住支援手当の支給に係る補助をするための費用を増額するとの内容でした。

以上の後、討論を行いましたところ、本動議につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、介護職員支援という目的は理解するが、本補正額の約8.9倍に当たる額を基金繰入れにより追加することは、財政運営上及び国や都の政策を鑑み、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、介護報酬の引下げ、ナフサ不足による介護用手袋の不足や様々な材料の値上げなど、区内の介護事業所は困窮しており、介護職員の高齢化と人手不足は深刻である。離職を減らすための施策が急がれるため、賛成するとの意見がありました。

次に、第58号議案につきまして、全員賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、本補正予算は、子育て教育施策に資する予算、また、第1次補正予算編成後に生じた状況の変化に対応するための予算である。病児・病後児保育送迎事業においては、保護者の就労支援だけでなく、心理的・物理的負担の軽減が見込まれることも期待でき、子育てNo.1都市を目指す上でも評価をし、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次）の編成替えを求める動議は、賛成者少数で否決されました。

次に、第58号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第59号議案 大田区特別区税条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

本条例改正は、地方税法をはじめとする各種国の法律の改正に伴い、その整合性を図るためのものなのかとの質疑に対し、今回の特別区税条例の改正については、地方税法等の改正に対応するための条例改正であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、本条例改正は税制度の適正な運用に必要なものであり、区の税収入に特段の影響がないとのことであり、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第59号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第60号議案 大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑を申し上げます。

事務改善に関する取組が本委員会にも報告され、現在、失われた信頼を獲得するために取り組まれているが、今後、改善のための取組について区民に対して報告することは考えているのかとの質疑に対し、現在、改善のための取組を選挙管理委員会事務局、また、全庁を挙げて進めている。今後、取組が進んだ段階で、必要に応じて区民や議会へ情報提供していくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、再発防止委員会の答申完了を踏まえた条例改正であり、今後も区民の信頼の回復に向け、不断の取組を継続されることを求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第60号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第67号議案 包括外部監査契約の締結についてにつきまして討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、今回、契約締結された相手方は選定委員会を経て選定されており、一昨年度の大田区包括外部監査においても外部監査人としての実績があり、信頼のおける公認会計士であると考え、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第67号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第68号議案 大田区立赤松小学校校舎（棟番号㊦ー1ほか）取壊し及び外構整備その他工事請負契約についてほか第69号議案から第72号議案及び第74号議案の工事請負契約につきまして、主な質疑を申し上げます。

機械設備工事において、1者入札となるケースが目立つ。今後も1者入札が続く場合、競争性の担保という点を考えると、区内もしくは準区内の事業者を対象とした一般競争入札に変えていくことが望ましいと考えるが、いかかとの質疑に対し、多くの事業者が入札に興味を持ち、参加するという状況が望ましい形だと考えている。発注状況や入札状況なども踏まえながら検討をしたいと考えているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第68号議案から第72号議案及び第74号議案につきまして、全員賛成の態度が表明されました。

その際、工事内容や契約金額、履行方法も妥当であると判断する。今月発生した台風6号において、河川の氾濫などに備えた土木業者や街路樹の倒木に備えた造園業者など、自らの家庭も被害に遭う可能性がありながらも、行政と同じ気持ちで待機いただいた事業者もいることから、これらの事業に対し総合評価の加点など、落札価格のみでなく、見えないところにも光を当てた総合評価をしていただくよう要望し、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第68号議案から第72号議案及び第74号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第73号議案 児童用防災ヘルメットの購入についてにつきまして、主な質疑を申し上げます。

今回、初めての買換えとなると思うが、破損したものなどの対応について伺いたいとの質疑に対し、ヘルメットの耐用年数については法的な規定はないが、おおむね3年から5年とされている。今回、初回の導入から丸5年が経過したタイミングで一斉に入れ替えることとした。その中で、個々に破損や劣化というものが見受けられる場合は随時入替えを行っており、各校に配備している予備のヘルメット等で対応しているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、定期的な買換え配備であり、区民を守る体制を維持するためにも必要不可欠との観点から賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第73号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

続いて、第75号議案 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約の変更についてにつきまして、主な質疑を申し上げます。

今回の変更理由は、中東情勢の変化に伴う影響のためであり、今後の見通しとして、区で進めている他の案件についても波及すると考えられるが、対応について伺いたいとの質疑に対し、中東情勢の変化という点の対応については、毎月、工事の単価の改正に倣って、これまでどおり適正に積算をしていく必要があると考えている。また、インフレスライド制度等を積極的に活用していただくとともに、工期等についても、情勢の変化をしっかりと捉えつつ、必要に応じて変更するなど、柔軟に対応していくことが大切だと考えているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、全員賛成の態度が表明されました。

その際、中東情勢の変化に伴い、塩化ビニール資材などの不足や価格高騰などが顕著となっている。同様のケースが今後も多数出てくると考えられることから、公共工事の工期や価格設定など、市場の状況についてはつぶさに注視をしていただき、持続可能な公共工事の運用を行っていただくよう求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第75号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

以上、所管総務財政委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、奈須利江議員、清水菊美議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第58、59号議案につきまして、反対の立場から討論いたします。

私は、この間、企業会計的価値観が地方財政に及ぼす弊害について指摘してまいりました。その一つが単年度主義の例外である債務負担行為です。また、羽田空港跡地取得、蒲田駅東口地下駐輪場整備、呑川合流改善など、国や東京都が執行していたような大規模なインフラ整備事業であっても、公債を使わず、現金で払い、債務負担行為を行うようになり、世代間の公平性が揺らいでいます。単年度主義の財政運営は、原則、その年に入った税収の範囲で支出を決めますから、ほぼ区民の経済状況に基づく税収に見合った身の丈の財政運営になりますが、債務負担行為は事業規模が大きい上、複数年にわたるので、歳入の歳出の関係が複雑で見えにくくなり、適正かどうかの判断が難しくなります。

大規模で高額なインフラ事業を行える背景には、地方分権の三位一体の改革で、地方自治体に余らせるほど税源が移譲されたため、余った余裕のある財源を基金にためては引き出す財政運用が可能になったことがあります。その上、地方分権一括法は地方自治体に大きな裁量権を与え、法定受託事務以外の法令に基づかない事務は自治事務としたので、大田区は箱物も住民福祉だといって、巨額な財政投入を行ってきました。夕張市の財政破綻を契機に財政健全化法ができたことで、借金を悪者のように捉える風潮ができ、基金と債務負担行為の問題を軽視することになってしまいましたが、健全化比率は十分に債務負担行為を評価しないのですから、意図的なのでしょうか。

蒲田駅前広場の整備は本補正予算の繰越明許費で来年度に繰り越され、債務負担行為で期間が令和11年度末までに延びましたが、単純化すれば、令和5年度当初88億円だった総工費が28億円増えて116億円になり、当初に比べ約32%に激増したということです。周辺の地下水が掘り下げた底を押し上げる盤膨れや地中障害物など、不測の事態と説明されていますが、道路陥没リスクが高まる時代に地下水の調査の不備とは言えないでしょうか。その上、規模が大きく、期間が長いので、インフレリスクもさらに高まり、工事費がいくらに膨れ上がるかも分からないのです。

単年度主義の原則の例外である繰越明許費や債務負担行為の乱用は、世代間の公平性を逸脱するだけでなく、質疑の答弁にもあったとおり、議会で議決し、区民との約束をしたはずの予算と決算が大きくずれ、どの年度でいくらの事業執行を行ったのか、行わなかったのか、いつまでに終わるのか、区民から見えにくく、分かりにくくなるのが問題です。

大田区は議案質疑の答弁で債務負担行為について、議会に認めてもらっていることを強調しています。それだけ重要なことで、この財政行為は大田区と議会の連帯責任だということです。ところが、そういう大田区に今後5年の債務負担行為の額を求めたら、出たのは令和6年度決算の771億円だけで、変動するから出せないという答弁です。私たち議会に白紙委任せよと言うに等しいことです。蒲田の駐輪場整備を11年度末まで先送りにし、先送りした令和11年の債務負担行為の総額が現時点でいくらになるか示されないまま、このインフレ時代に賛成できるはずがありません。

その上、こうした規模の大きな債務負担行為による多額の事業が、昨今のインフレでさらに将来の財政需要を押し上げますが、区民の所得はインフレ率ほど増えませんから、財政を急激に悪化させます。経常収支比率80%は、400億円の財政弾力性がある印象ですが、771億円の債務負担行為は将来の支出の予約をし、まだ入っていない税収を拘束しますから、余力などという言葉は使えないはずです。そもそも外的要因に加え、国と区が後押しして、デフレ脱却、インフレ誘導をしているのですから、政治は誰に味方しているのかと言いたくなります。その結果が基礎控除引上げの据置きであり、家庭ごみ有料化につながるのではないのでしょうか。

財政的に大丈夫か繰り返し質疑してきましたが、大丈夫の答弁で改善されず、いよいよ企業会計的価値観が区の財政を悪化させ、区民に弊害を及ぼすのが本補正予算からも明らかですから、反対です。

特別区税条例改正は、その住民税の基礎控除を所得税に連動して引き上げなかったことによる条例改正です。工事単価が上がれば、何の迷いもなく契約変更する大田区が、インフレ率に足りないものの所得が増えていくか

ら、国が基礎控除を引き上げようとしたら、蒲蒲線や羽田空港跡地開発や学校複合化の財源欲しさに上げをやめさせたのは、区民生活を軽視していて、全体の奉仕者としてあるまじき行為です。首長としての責任を求める姿勢から、反対いたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、27番清水菊美議員。

[27番清水菊美議員登壇] (拍手)

○27番(清水菊美議員) 日本共産党大田区議団を代表いたしまして、ただいま上程されました第58号、2026年度(令和8年度)大田区一般会計補正予算(第2次)に賛成の討論を行います。

大田区一般会計補正予算(第2次)は、総務費、福祉費、衛生費で7375万円の増で、子育て教育の充実と地域文化の振興のための補正予算で賛成します。

繰越明許費は蒲田駅前広場の再生整備、債務負担行為補正は蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事の工期延長と経費上限変更となっています。

このような事態となった原因は、2024年度に判明した想定外の地中障害物撤去により工期の完了が厳しくなった上に、複数の土質調査の結果、盤膨れが発生する可能性があることと判明し、地盤改良対策工事が必要になり、1期工事については、当初の2027年度未完了から2029年度完了を目指すことになります。工期も経費も増大する事態となっています。近接した地域で計画されようとしている地下鉄道新空港線蒲蒲線計画の地質調査も進んでいますが、同様の事態が懸念されます。

また、地下で盤膨れ対策工事が行われるため、地上の蒲田駅前広場の施工も変更になります。現在も駅前広場は、横断歩道、タクシーの乗り降り、バス利用者と通行者と絶えず混雑しています。引き続きの安全対策を要望します。

総務財政委員会に、日本共産党区議団、清水菊美が提出した編成替えを求める動議は、訪問介護職員及び介護職員居住手当1人1か月1万円の手当を支給するものです。

区内の介護事業所は、介護報酬の引下げ、さらに、ナフサ不足によって介護用手袋の不足、様々な材料の値上げなどで大変苦勞をされております。

また、介護職員の高齢化と人手不足は深刻です。区は、2024年度大田区介護保険サービス事業所介護人材等に係る調査結果において、介護職員の需要・供給推計では、2026年度は2450人不足、2027年度は2581人不足と推計しています。区は介護職員の人手不足を調査で確認しているわけですから、新たな介護職員の確保と離職を減らすための施策を急がなければなりません。品川区は、東京都の介護職員の居宅支援1か月1万円に、区独自で1か月1万円の手当の上乗せ支給を実施しています。

委員会で本動議に対し、介護人材確保や処遇改善の課題は否定はしない、重要な課題である、継続した議論が必要である、国や都も改善に向かっている、また、6億5700万円の財源を基金から繰入れは、財政の安定から疑問などの反対意見で否決となりましたが、このまま人手不足が続き、介護事業者の運営の危機が続くと、区民が介護サービスを安定して受けられないことにつながります。

区として、介護事業者、介護職員への支援は待ったなしであることを述べて、討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第2次)、第59号議案 大田区特別区税条例の一部を改正する条例、第68号議案 大田区立赤松小学校校舎(棟番号㊦-1ほか)取壊し及び外構整備その他工事請負契約について及び第69号議案 大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀(さい)星資料館改築その他電気設備工事請負契約についての4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

〔46番奈須利江議員棄権〕

○鈴木隆之議長 次に、第60号議案 大田区付属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

〔46番奈須利江議員入場〕

○鈴木隆之議長 次に、第67号議案 包括外部監査契約の締結についてほか6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第2を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第2

第61号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 地域産業委員長の報告を求めます。

〔4番しおの目まさき議員登壇〕（拍手）

○4番（しおの目まさき議員） ただいま上程されました第61号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例につきまして、所管地域産業委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

初めに、主な質疑について申し上げます。

洗足区民センターを条例から廃止し、建て替え後に設置する新施設を区民センターではなく、新たな複合施設として条例等で位置づける想定と理解したが、その意図や考えを伺いたいとの質疑に対し、当該施設においては、既存の区民センター機能に加え、シニアステーション、子育て支援機能など、地域需要や地域特性に合わせた各施設が持つ機能を活かし、有機的に連携、構築するとともに、共用部や空間のシェア、運営方法などを経営的視点から一体的に運用することは、地域活動を支える機能に弾みを持たせる意図と併せ、今後の公共施設を運営する上で重要な視点となる。加えて、当該施設が歴史的に果たしてきた役割や意義も踏まえ、その継続性なども確保しながら、施設整備を図っていく必要があると捉えている。区民センターは、当初、厚生施設としての位置づけで設置され、その後、条例改正を経て、地域振興という目的が付加された中で、研修、集会の場を提供することでの文化活動、地域活動の促進ということが条例の設置目的になっており、その時代に求められる役割を果たしてきた。一方、文化センターは、青年館である頃から社会教育施設という位置づけであり、区の職員が社会教育の専門職を含めて社会教育的要素で地域づくりをしていこうという、この2層の構えで施設運営をしている。これらの施設を設置した経過や、これまで果たしてきた役割、今後の将来需要も見据えながら、地域活動を支える拠点となるよう、機能の充実を図っていくことが基本的な考え方であるとの答弁がありました。

洗足区民センター等の建て替えに際し、住民説明会の中で出た地域住民の声をどう反映されているか伺いたいとの質疑に対し、住民からの声を受け、駐車場やエレベーター、体育室へのエアコン設置、こども向けのプレイルームなど、建て替え後の複合施設に設置していく予定であるとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、建て替えは、少子高齢化や孤立化といった社会情勢の変化に対応し、施設を単に新しくするだけにとどまらず、シニアステーションや子育て支援機能を備えた複合施設として整備し、多世代が立ち寄り、交流でき

る地域力の拠点として生まれ変わらせる前向きな取組であり、高く評価する。また、住民説明会で利用者から寄せられた声を新施設の設計へ可能な限り反映させ、住民の声に応える姿勢を示したことなども評価し、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第61号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

以上、所管地域産業委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

[46番奈須利江議員登壇]

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第61号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例につきまして反対し、反対の立場から討論いたします。

大田区には6か所の区民センターがありましたが、新蒲田にあった大田区民センターが廃止され、馬込区民センター、荻中集会所、大森西区民センター、矢口区民センター、洗足区民センターの5か所だったのを、洗足区民センターを改築で廃止するための条例改正です。建て替え後は複合施設になることも反対です。

過去の記録を調べますと、区民の文化活動や社会教育活動を支える施設として、文化センターや区民センターが活用されてきました。大田区は町工場のまちですし、商店街を中心に商業も盛んで、働く方たちの活動の場でもあったわけです。1999年に公明党のお亡くなりになった清波貞子議員が、区民センターなどで行われているサークルに参加する方々は、昼間、この不況にあえぐ企業の中で、真っ黒になって働いている方々の唯一の憩いの場でもありますと発言していらっしゃいます。真っ黒になってということですから、町工場で働いている方のことかもしれません。区民センターは、働く区民の方々の活動の場でもあったのです。

ところが、2001年、平成13年の第4回定例会で大田区立区民センター条例を改正し、社会教育施設を集会施設に変更し、音楽ホールを区外の方にも使用できるようにし、理髪室及び展示ホールを廃止しています。理髪室もあったということにちょっと驚きました。時代とともに変化が必要な場合もありますが、社会教育は時代がどう変わろうとも、なくしてはならないものだと思います。

2014年前後でしょうか、蒲田の大田区民センターがあったときに、私は社会教育課が企画した勉強会に参加し、それをきっかけに食に関わるグループをつくって活動を始めました。区民センターが社会教育施設だった名残で、条例は変わっても厳密に社会教育活動だったかは別に、区民の自発的な活動を促す場として活かされていたのです。

洗足区民センターは、今も多くの地域住民の活動の場として利用されています。改築中の活動が継続できるよう、大田区が調整し、様々な団体や機関にご協力いただき、利用する地域住民が継続的に活動できるようにして下さったと聞いていますから、改築中の供用停止は仕方ないと思います。

私は、そもそもの社会教育施設としての位置づけが失われ、大田区の社会教育部がなくなり、社会教育課もなくなって、全体の奉仕者が主権者の知見や意識を高めるための機会がなくなったことが問題だと思っています。環境政策課から環境学習の取組について報告を受けたら、企業の主催の企画がほとんどで、全体の奉仕者として区が主催する学習はありませんでした。教育部から社会教育が失われたということは、全体の奉仕者が教育の場を提供し、区民の意識を高め、区民自らが学ぶ機会を提供する機会を奪ったということだと改めて実感しました。

条例はなくても、施設が守ってきた場のありようさえ、今回の供用停止と改築で完全に失われてしまうのではないかと非常に残念に思います。そもそもの区民センターの在り方が変わったことに対する問題提起の意義を込めて、反対といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第 3 を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第 3

第 62 号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例 ほか 2 件（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 健康福祉委員長の報告については、委員長が欠席のため、委員長に代わり副委員長に報告を求めます。

〔29 番すがや郁恵議員登壇〕（拍手）

○29 番（すがや郁恵議員） ただいま上程されました第 62 号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例ほか 2 件につきまして、所管健康福祉委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

まず、第 62 号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

現在入所している方々は、ほかの施設に移転する必要があると思うが、対象者への説明やスケジュールについて伺いたいとの質疑に対し、昨年 12 月に新規の入所受入れを停止しており、現在 50 名程度入所しているうちの約 30 名が糍谷へ移転する準備をしている。残りの約 20 名についても、糍谷や他の施設などに移転する方向で調整している。また、移転に当たっては、ご家族やケアマネジャー、ご本人の意向も確認しながら丁寧に進めていくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第 62 号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、大田区特別養護老人ホーム蒲田の大規模改修に伴う、当施設の供用停止をするための条例制定であり、賛成する。また、施設利用者に無用な不安や混乱が生じないように、丁寧に十分な説明、円滑な移動、工事の遅延が生じないように、適切な施工管理を区に求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第 62 号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

次に、第 63 号議案 大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

本改正により、二つの施設を一つの場所に置くことになるが、人数や施設のスペースや受入れの制限などについて伺いたいとの質疑に対し、移転先の糍谷は二つの施設の利用者を受け入れられる十分なスペースは確保されている。ただ、介護職員がしっかりとケアしていくことが重要であるため、一定の利用者数の制限は検討している。利用に当たっては、利用者や家族の希望も個別に聞き取りながら、丁寧に対応していくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、第 63 号議案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの一時移転及び大田区立糍谷高齢者在宅サービスセンターの移転のための条例改正であり、入居者とその家族の意向を尊重した転居を求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第 63 号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

次に、議員提出第1号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

本条例案は、区が現在行っている補助を増額する内容となっているが、実際に区民からの需要の声としてはどのような内容を聞いているのかとの質疑に対し、補聴器が高額であるため購入するのは難しい点や、周りとのコミュニケーションがうまく取れないなどの話を伺っているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、区が本年4月から実施している購入費助成拡充の効果や課題については、まだ十分な検証が行われていない段階であり、利用者数の変化や高齢者の社会参加、生活の質の向上につながっているかなどを丁寧に検証することが必要であると考えます。現時点において、制度拡充の効果を見極めることなく、さらなる助成拡大を条例で定める必要はないと考え、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、党区議団が提出したものであり、補聴器購入費助成により、よりよいコミュニケーションの確保や高齢者福祉の増進が図られることから、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、本案につきましては、賛成者少数で否決されました。

以上、所管健康福祉委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。(拍手)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、すがや郁恵議員から通告がありますので、これを許します。

[29番すがや郁恵議員登壇]

○29番(すがや郁恵議員) ただいま上程されました議員提出第1号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例に賛成する討論を行います。

健康福祉委員会で皆さんからの反対する理由で多かったご意見は、この4月から制度が改善されたばかりなのに、どうして今出すのか、もう少し状況を見るべき、財源をどうするかなどでした。

今年度から3万5000円を5万円にしたこと、住民税課税者も対象にしたこと、5年ごとに再申請ができるなどは評価できます。しかし、補聴器の金額は、一般社団法人日本補聴器工業会によると、補聴器購入者の平均的な1台当たりの値段は10万円から20万円が最多となっております。このように補聴器は高額で、5万円に助成額を上げても、今の物価高騰や年金が上がらない中で、補聴器を買いたくても買えない高齢者が多いのです。

国立長寿医療研究センターの報告では、耳が聞こえにくいと認知症になりやすい、補聴器を使用することによって認知症の発症を軽減できるとしています。確かに3万5000円が5万円に上がりましたが、区はどうして助成額をもっと引き上げることを考えなかったのでしょうか。

他区は、東京都の補助金を活用して引上げを行っています。党区議団が行った他区の調査では、住民税非課税世帯に14万4900円、課税世帯に7万2450円を助成している区は千代田区、港区、台東区、葛飾区、9万円は中野区、住民税非課税者に7万2450円を助成している区は新宿区、品川区、江東区、墨田区、荒川区、文京区、杉並区、7万2000円助成している区は渋谷区、練馬区、中央区、7万円の助成をしている区は目黒区と北区です。計17区が既に大田区の助成額を上回っています。

おおた高齢者施策推進プランでは、区長が「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」の実現へ進める必要があると述べています。そのことの実現をするためにも、高齢者が外に出て、コミュニケーションを取り、いきいきと生活できるようにするためにも、補聴器の助成額の拡充をすることが求められています。以上、賛成の討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、議員提出第1号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

次に、第62号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例ほか1件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案はいずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第4を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第4

第64号議案 大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 まちづくり環境委員長の報告を求めます。

〔3番大森昭彦議員登壇〕（拍手）

○3番（大森昭彦議員） ただいま上程されました第64号議案 大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例につきまして、所管まちづくり環境委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

初めに、主な質疑について申し上げます。

大田区営住宅等長寿命化計画では、基本的には区営住宅は建て替えの際に集約化する方針が示されているが、中長期的な管理の見通しとして、シルバーピア是集約化する予定はないかとの質疑に対し、既存のストックを有効活用しながら、高齢者の入居する住宅として民間のストック等も活用し、高齢者施策を進める。シルバーピアについては、現時点において、集約化等の検討はしていない状況であるとの答弁がありました。

シルバーピアは人気があるとのことだが、直近の募集での倍率はどのくらいかとの質疑に対し、直近のシルバーピアの倍率は令和7年度で20.5倍であった。令和3年から令和7年の平均の倍率については23.8倍であったとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、シルバーピアを整備することで、民間住宅の質の底上げになれば、一定の役割を担っていることになる。しかし、規制緩和で居住環境の質の低下を招いている状況であり、改修しても、最少の経費で最大の効果とは言えないため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、高齢者にとって環境の変化は大きな不安につながり、特に認知機能への影響も懸念される。転居に当たり、入居者への十分な配慮が示されており、今後もきめ細やかな支援を行い、入居者一人ひとりの不安に真摯に向き合うことを求め、賛成するとの意見・要望がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、本案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

以上、所管まちづくり環境委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第64号議案 大田区シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

この議案は、大規模な改修のため、シルバーピア蒲田の供用を停止するための条例です。今回の改修で、より使いやすく清潔で、居住性が向上し、バリアフリーで安全な住宅になり、改築期間、居住者の移転先も確保さ

れ、改修後に戻ること、移転先にとどまることも区民が選べるそうです。

高齢者の住宅は、高齢であるだけで居住先を見つけるのが難しくなっている上、安価で良質な住宅となると、なおさらに条件に合う住宅を見つけることが難しくなっています。そうした中、高齢者に良質な住宅を民間より安く提供するシルバーピアを引き続き維持管理するための改修で、シルバーピアの住戸専用面積は約30平方メートルで、大田区のワンルームマンション基準25平米よりも高い上、今回の改修で一部機能も向上させるといいますから、その間の供用停止は、そこだけ見れば大切なことだと思います。

ところが、高齢者の住宅問題の全体像から見れば、シルバーピアを提供することで住宅を確保できるのは、ほんの一握りの高齢者に過ぎません。それ以外の多くの高齢者の住宅問題を区がどう解決するか聞いたら、区は、居住支援協議会の仕組みの中、相談を受け、民間住宅を提供すると答弁しましたが、価格や質や、高齢だから借りにくい問題は依然残ったままです。

それでは、シルバーピアを整備することで民間住宅の底上げになるかといえば、数も圧倒的に不足していて足りない上、低所得者には高額で中途半端です。政策的に関与し、民間住宅の質を向上させるどころか、一方で、大田区長が全国でも真っ先に手を挙げた特区民泊などにより、旅館業法が規制緩和で質の低い低所得者向け住宅として使われる可能性が極めて高いですから、逆に質を悪化させています。そこへ政治が政策的にインフレへ誘導し、NISAの外国証券等の購入ニーズの高まりでさらに円安を助長させ、国際情勢の変化などと相まって物価を高騰させ、資材を高騰させ、家賃は上がり、区民の購買力から見た所得は目減りするばかりです。

メニューはあるものの、供給量が少ないというのは、かねてから私が区民の皆さんに訴えてきたことですが、このシルバーピアというメニューはあるものの、所得的に選べる区民が少なく制限される上、供給量も少なく、救える区民は少数で、最少の経費で最大の効果とは到底言えません。しかも、こうした社会経済状況から、区は区民生活の実態をしっかりと理解しているかといえば、一人暮らし世帯高齢者が増えた統計的变化でしか捉えていないばかりか、住環境の悪化を個人的で主観的な問題にとどめ、生活の質に影響がある高齢者は一部であると議案の質疑の答弁で言っています。

多くの区民が是非について聞かれたこともない蒲蒲線は積極的に進めながら、誰もが年を取り、住宅問題に直面する可能性があるにもかかわらず、一部だといい、放置し、公的住宅ではなく、市場経済に委ねるということです。どれぐらいの割合にならないと一部ではなくなるのでしょうか。

富裕層の外国人観光客のためのようにして進められてきた特区民泊に端を発した旅館業法の規制緩和により、あちこちでできているホテルや民泊ですが、国交省の解釈からも、当初から住宅として使われることを想定していたことは明かです。当初から私が指摘してきたように、大田区は住環境の悪化のための規制緩和に加担し、区内の住環境のみならず、区民の全体の住環境の悪化にも自ら積極的に加担したことになってしまったわけです。シルバーピアで一部の高齢者には標準以上の良質な住宅を供給していますが、誰もが年を取りますから、全ての区民の年を取ったときの住環境をよりよくするためにどうすべきかの方策は考えないのでしょうか。国がつくった居住支援の枠組みでは、市場経済に委ねることになり、結果、旅館業法の規制緩和で住宅として使える空間に誘導することになってしまいます。

問題というのは、課題を直視しない限り解決できません。目をそらさず、現実を直視し、大田区の行政権力を高齢者住宅の改善策に使うことを求め、反対いたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第5を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第5

第65号議案 大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例 ほか1件（委員会審査報告）

○鈴木隆之議長 こども文教委員長の報告を求めます。

〔11番高山雄一議員登壇〕（拍手）

○11番（高山雄一議員） ただいま上程されました第65号議案 大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例ほか1件につきまして、所管こども文教委員会における審査経過並びに結果のご報告を申し上げます。

初めに、第65号議案 大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

児童館の一般利用について、供用停止期間中はどのように案内するのか伺いたいとの質疑に対し、供用停止期間中の一般利用については、既に利用者説明会等において説明を行っており、周辺の四つの児童館などを案内するとともに、小学生の居場所として放課後ひろば2か所を案内しているとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、本案につきまして、全員賛成の態度が示されました。

その際、供用停止期間中においても代替施設を活用し、こどもたちの居場所や活動機会が確保されるよう、万全を期すことを区に求めるとともに、本改修が将来にわたり安全で利用しやすく、地域に親しまれる児童館の整備につながることを期待し、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第65号議案につきましては、全員異議なく原案どおり決定いたしました。

次に、第66号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例につきまして、主な質疑について申し上げます。

上池台児童館の仮施設への移転により、学童保育の定員が減少することについて、近隣施設での受入れを含めた対応について伺いたいとの質疑に対し、仮施設への移転に伴い、学童保育の定員は減少する予定であるが、近隣の小池小学校において、学童保育の設置に向け調整を進めており、仮施設と学校内学童を合わせて、現在の定員120名を下回ることはないよう定員枠を確保していくとの答弁がありました。

以上の後、討論を行いましたところ、反対、賛成の態度がそれぞれ表明されました。

その際、反対の立場から、仮施設への移転により、現在120名が通う学童を校内学童と地域児童館に分けることは、こどもたちの放課後の過ごし方や縦のつながりに影響を及ぼすおそれがある。こどもたちが安心して楽しく過ごせる環境を確保するためには、仮設児童館に全てのこどもを受け入れられる規模が必要であると考えため、反対するとの意見がありました。

一方、賛成の立場から、現施設の老朽化に伴う建て替え工事は、耐震安全性の確保及び機能向上のために必要である。仮施設においても児童館機能を維持し、短期的な移転の不便を抑えつつ、長期的に質の高い複合施設を整備することで、児童の健全育成と区民福祉の向上につながることに、また、校内学童と併せて現在の利用者が継続して利用できることが確認できたため、賛成するとの意見がありました。

以上の後、採決を行いましたところ、第66号議案につきましては、賛成者多数で原案どおり決定いたしました。

以上、所管こども文教委員会における審査経過並びに結果のご報告とさせていただきます。（拍手）

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本案については、村石真依子議員、庄嶋孝広議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、31番村石真依子議員。

〔31番村石真依子議員登壇〕（拍手）

○31番（村石真依子議員） 日本共産党大田区議団を代表して、ただいま上程された第66号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

第66号議案は、上池台二丁目複合施設の建て替え工事に伴い、上池台児童館を工事期間中、仮施設に移転するものです。

上池台児童館に通うこどもたちの学校である小池小学校は各学年4クラス以上という大規模校で、上池台児童館の学童も現在120人が通う、とても大きなものです。移転先となる三本松児童公園を拡張する予定の土地は約1000平方メートルあるそうですが、計画されている仮設児童館は敷地面積400平方メートル、2階建て、延べ床面積360平方メートルという、とても120人が入れる規模にはなっていません。2億6000万円かけて造り、四、五年は利用する仮設児童館ですから、都市基盤整備部公園課などとも連携を取り、もっと敷地を広く使って建てることは考えられないでしょうか。

計画している仮設の児童館には80人しか入れないので、残り40人は学校内に学童を併設することを考えているということでしたが、35人学級になって必要な教室の数も増え、さらに、少人数学習や、特別な支援の必要なこどもたちがクールダウンする部屋、学年ごとの資料室に使うなど、余分な教室はないのに、無理をして学童用に教室を空けるとしたら、学校生活も窮屈なものになってしまうことが考えられます。

また、80人と40人をどのように分けるのでしょうか。今まで一緒に学童に通っていたのに離れてしまう寂しさや、二つの学童の温度差をこどもたちが感じることは容易に想像されます。また、一つの学年だけを学校内学童に移したら、異学年のつながりがつくられる学童の魅力が活かされません。

建て替えのための仮設建設は必要で、反対はしませんが、こどもたちが安心して楽しく放課後の生活が送れるようにするために、仮設児童館は学童保育を利用する全てのこどもが入れる規模が必要であることから、本議案に反対いたします。以上で反対の討論を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長 次に、41番庄嶋孝広議員。

〔41番庄嶋孝広議員登壇〕（拍手）

○41番（庄嶋孝広議員） 立憲民主党大田区議団、庄嶋孝広です。ただいま上程されました議案のうち、第66号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例について、会派を代表し、賛成の立場から討論いたします。

せんだつてのこども文教委員会での採決において、賛成、反対が分かれた議案であることを踏まえて、改めて本会議においても、我が会派の考えを明らかにするものです。

本議案は、洗足区民センターを（仮称）上池台二丁目複合施設に改築することに伴い、現在は当該敷地にあって、改築後は同複合施設を構成することになる上池台児童館を、令和9年4月1日以降、当面の間、一時移転させるため、条例上の位置を変更するものです。一時移転先は、現在500平米の三本松児童公園を、都市計画公園の三本松公園として1500平米に拡張するための予定地です。

なお、委員会審査に先立つ本会議での議案質疑において、公園の拡張予定地に児童館を新築する可能性についての質疑もあったところですが、都市計画公園であることから、公園以外の用途にすることはできないこと、また、拡張予定地が公園となって以降も、都市公園法や大田区立公園条例で認められている以外の公園施設は建築できないことを前提として、以下の討論を進めます。

委員会での質疑を通じて、一時移転先での仮設施設の児童館は敷地面積400平米で、延べ床面積360平米の2階建てであることを明らかにしました。延べ床面積で見ると、現在の児童館は753平米、将来的な複合施設内での児童館部分の面積は900平米であり、このビフォー、アフターに比べて、一時移転時は半分以下の僅か360平米と著しく狭小な仮設施設となることを指摘しました。これでは提供する機能も減少することが予想され、特に学童保育の定員は現在の120人から仮設施設では80人になること、また、現状でも今年の令和8年5月1日時点で保留児童が12人いることも質疑を通じて明らかになりました。このままでは、一時移転時、学童保育を受けられない児童が大勢出かねず、大変懸念のある計画であるということを委員全員で共有したところでした。

その後、翌日の委員会採決を前に追加説明が行われました。小池小学校の小池放課後ひろばにて、現在は未実施の学校内学童を実施する方向であり、その学校内学童と一時移転先の児童館の仮施設を合わせて、現在の学童保育の定員を維持することが明言されました。

その上でなお反対の会派が指摘するように、児童たちの学童保育の場所が分かれてしまうこと、より大きな仮施設にできないのかといったことについては共感するところもありますが、我が会派としては、改築に伴う一時的な措置であることを考慮したいと考えます。また、他会派から要望のあった、学校から仮施設の児童館に通う際の交通安全面の確保など、児童にとって安心して過ごせる場となることを第一に取り組んでほしいと考えます。

以上の委員会審査の経緯を基に、一言強く申し上げておきます。本件は、条例改正としては、別表にある上池台児童館の位置を表す1行を変えるだけのものかもしれませんが、しかし、その僅か1行の先には、児童たちにとっての学童保育の環境を大きく変える現実があるということです。そう考えると、一時移転によって施設規模や学童保育の定員などがどう変わるかについて、理事者側からのより積極的な情報提供が必要であったと考えます。学童保育は、児童館はこども未来部、放課後ひろばは教育委員会と所管がまたがっているからこそ、今後は、より一層、緊密に連携して議案審査に臨むことを強く要望しておきます。

また、委員会では、学童保育が話題の中心でしたが、一時移転先の仮施設が現在の児童館に比べて著しく狭くなることは、乳幼児親子や一般利用の小中学生、高校生にも影響することが考えられます。何よりこどもの視点、区民の視点に立って取り組むことを求めます。

なお、上池台児童館は民間委託されており、一時移転時の規模縮小により、事業者の雇用計画、また、働く皆さんの雇用に大きな影響が出ないよう配慮いただきたいことも申し添えておきます。

児童館については、令和7年3月策定の大田区児童館構想で、現在43か所ある児童館が、今後、おおむね中学校区に1施設の28か所になるとされており、その動向を引き続き注視していきます。

利用者、地域住民と丁寧に対話しながら、慎重に進めることも改めて要望した上で、本議案に賛成する立憲民主党大田区議団の討論といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕(拍手)

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第66号議案、大田区立児童館条例につきまして、反対の立場から討論いたします。

この議案は、洗足区民センターを複合施設に建て替えるため、一時的に上池台児童館を移転するための条例改正です。

私は、このまま移転先の三本松児童公園の一部に児童館を造ったほうがいいと思っています。三本松公園は拡張して0.05ヘクタールから0.15ヘクタールと面積が3倍になりましたから、現在は900平方メートルで、仮設が400平方メートル程度ですから、0.15ヘクタールの土地を十分に活用すれば、児童館を建設するに必要な十分な面積だと思います。

児童館を移転させれば環境も向上し、区民センターもゆとりを持った改築ができますから、緑を配置するなど、ゆつたりと使用できます。児童館を仮設の地で整備すれば、仮設のプレハブに2億5850万円も、そして加えて、引っ越し費用も節約できます。しかも、公園はこどもたちが伸び伸び遊ぶ場としても十分に使えます。緑いっぱい公園に児童館が隣接していて、公園も含めたスペースでゆつたり過ごせる場所ができれば、まさに乳幼児から親子、小学生から中高生、近隣の方たちにもよい児童館になると思います。都市計画公園として整備すれば、東京都の都市計画税が使えるからという声が聞こえてきそうですが、たとえ児童館部分に都市計画税が使えなくても、区民に必要なまちづくりをすべきです。

過剰な公共インフラ整備が公共工事の工事単価を引き上げ、マンションなどの固定資産税評価額が上がって、固定資産税が増え、都市計画税が増えて、それが再開発などに充当されると、さらに固定資産税が増えて、都市計画税が増える、開発すると都市計画税が増えるという循環の中、私たちは、政治がつくった補助

金と税制という制約の中で、メニューを選ぶように誘導されていて、本当に暮らしたいまちづくりができなくなっているのではないのでしょうか。

グローバル化は、ビジネスでもうける人がもうけやすい、投資家の投資利益に逆算して規制緩和され、子育ても介護も投資家のもうけの対象になって、市場化されてきています。しかし、私たちが求める本当のグローバル化は、私たちの生活水準を世界で一番いい国と肩を並べられる水準に引き上げるために行われるべきものだと思います。

今から約30年近く前に、この上池台児童館の民間委託の公募が初めて行われました。私は応募者として企画のプレゼンテーションをしたのがきっかけで区民の皆さんと知り合い、議員にお声かけいただきました。私には、友人もいない地方や、言葉の通じない海外での子育て経験があります。帰国し、大田区での子育て環境が思ったよりよくないと感じ、少しでもよくしたい思いで企画書を書きました。

香港で子育てしていて、ビルの中に幼稚園や保育園や学校があって驚きましたが、多くは中国系の香港の方たちの学校でした。当時イギリス領だった香港のイギリス系の公立学校には広い校庭があって、プールもありましたし、アメリカンインターナショナルスクールは、広大な敷地に人工芝ではない、本物の芝の野球場もサッカー場もいくつもありました。一方の日本人学校には校庭がなく、駐車場で体育をしていて驚きました。同じ時期に香港にいらしたあまの議員も香港の日本人学校ご出身ですから、よくご存じだと思います。その日本人学校も今年の3月で廃校になり、今、ジャパニーズインターナショナルスクールが広大な敷地に建っているそうです。

私たちはもっといい環境を望むべきですし、望むから、よい環境を手に入れることができるのです。ですから、上池台児童館もそうなってほしいと願い、反対討論といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本案中、第66号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、第65号議案 大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第6を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第6

8第10号 国民世論の成熟を待って「改憲発議」を行うよう求める意見書の提出を求める陳情 ほかに11件(委員会審査報告)

○鈴木隆之議長 討論に入ります。

本件については、杉山こういち議員、津田智紀議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、30番杉山こういち議員。

〔30番杉山こういち議員登壇〕(拍手)

○30番(杉山こういち議員) 日本共産党大田区議団を代表して、陳情8第10号、12号、14号、20号、21号、24号及び請願8第26号を不採択とした委員長報告に反対し、採択を求め、陳情8第13号を不採択とする委員長報告に賛成の討論を行います。

8第10号 国民世論の成熟を待って「改憲発議」を行うよう求める意見書の提出を求める陳情は、陳情の趣旨にあるように、憲法改定を信条とする高市政権の誕生で、憲法審査会での議論が加速されています。しかし、物価高騰など、暮らしが困窮する中、国会議論は憲法以外の課題を優先すべきとの意見が過半数を超えています。憲法に関する国民の認識は様々である中、国民世論を一方向に結論づけることは、現時点では禍根を残すことになり、一層の熟議が必要で、衆議院憲法審査会にて改憲手続きを定めた国民投票法改定案は、日本共産党のみ反対で可決されました。

改憲の賛否を問う国民投票法は、議員や首長を選ぶ選挙とは主体も内容も異なるものです。さらに、現行法は、最低投票率の規定がない、公務員や教員の国民投票運動を不当に制限し、資金力の多寡で広告料が左右されるなどの重大な欠陥があります。

委員会の質疑で不採択とした意見にも、改憲には、国民が十分理解されているのか、慎重にならざるを得ないという意見もありました。また、世界の状況が大きく変わっている中で国の安全保障のためにも改憲が必要との意見もありましたが、陳情者が言うように、複雑な国際情勢の中にあって、この憲法の理念を活かし切ることが真の国益となるのではないのでしょうか。

一方の軍事同盟を優先するあまり、国連憲章や国際法をないがしろにする外交政策は、現憲法の基本理念に反するものです。平和都市宣言を掲げている大田区の区議会として、国に意見書を上げるべきで、採択を求めます。

8第12号 生ゴミ処理機への助成金の支給を求める陳情は、理事者から、1998年から2000年に助成していたが、2001年に廃止されたと説明がありました。その理由は、生ゴミ処理機が購入しやすい価格になったことや、需要が減ったことで、当初の目的は達成されたことによるとしています。

不採択とした意見には、生ゴミ処理機は音が大きく、臭いもあり、堆肥などの処理に集合住宅では対応し切れないなどでした。当時から4半世紀がたち、音の問題、臭いの問題も解決したものもあり、コンポストタイプや乾燥タイプなど、いろいろな生ゴミ処理機があり、その世帯により使用するものが選定でき、社会問題となっているごみの減量が可能です。

ごみを減らし、環境にも優しい取組がますます必要になっているからこそ、生ゴミ処理機を購入する際に助成金は必要であり、採択を求めます。

8第14号 請願・陳情の採決結果を区長提出議案、議員提出議案と同様に公開することを求める陳情は、件名にあるように、請願・陳情の採決結果、賛否の結果を、区長提出議案、議員提出議案と同様に、区議会ホームページで公開を求めている陳情です。

所管議会運営委員会では、陳情者の意見は一定の理解をするとしながら、賛否に至った理由があり、単にマル・バツで表せない等の理由で不採択としました。しかし、区長提出議案、議員提出議案への態度も賛否に至った理由がそれぞれにあるはずであり、議案では賛否の結果は表せるが、請願・陳情は表せないでは理屈が通りません。

区民、有権者が区議会に提出した請願・陳情に対して、各党派、議員がどのような態度を取ったのか、区議会のホームページなどで公開し、区民、有権者に示すことは当然であり、採択を求めます。

8第20号 「生活保護制度の夏季加算を求める意見書採択」の陳情は、その理由にあるように、世界的な地球温暖化が進む中、エアコンなしでは生活できない状況です。

エアコンの使用が熱中症の予防対策と分かっているにもかかわらず、生活保護利用世帯には大きな負担となっており、エアコンを使用したくても我慢せざるを得ないのが現状です。この陳情に対して、生活保護を受けていない低所得者の方もいる、これから国の補正予算の内容が分かり、一定の支援になるなどの意見で不採択となりました。

区の答弁では、都の補助金特例加算があるとのことでしたが、物価高騰の臨時的な措置であり、夏季加算とは

目的が異なります。憲法第25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を实行するために、国が制度として夏季加算を行うことが求められます。

日本共産党は、近年の記録的な猛暑と物価高に対応し、熱中症対策や冷房に関わる電気代を補助するため、生活保護費に夏季加算を創設するよう、国会や党区議団の質問や予算要望で求めていますので、国に意見書を上げることは賛成であり、採択を求めます。

8第21号 暑さ対策のための「夏季生活支援給付金」(仮称)など大田区独自施策を求める陳情は、今年の夏も異常な暑さになるおそれがあり、区民が安心して暮らしていけるため、全区民に夏季生活支援給付金(仮称)の支給などを求めています。

委員会において不採択とした意見には、区は、低所得者世帯へのエアコン購入助成、高齢者への見守り事業、クールスポット設置など、区民の命を守るために熱中症対策に努力している。国の電気、ガスの激変緩和措置、東京都の水道基本料金4か月無料などの様々な施策がある、全区民への夏季生活支援給付金は財源をどうするのか、公平性、費用対効果などの点から反対するというものでした。

異常な暑さが予想され、物価高騰も止まりません。区民が安心して暮らしていけるため、様々な暑さ対策に有効な物品購入、熱中症対策のためにも、3食十分な食事を取るためにも、さらなる支援が必要です。本陳情の採択を求めます。

8第24号 区議会において出された質問に誠実に丁寧に回答されることを求める陳情は、新空港線計画は多額の税金が投入される予定であり、区議会において出された質問に誠実に丁寧に説明することを求めています。

新空港線の建設費については、第一期工事税込み約1370億円としていますが、事業費の算出は2022年までであり、現在、物価高騰、資材不足、建設労働者不足により増額となるのではないかと区民の声は当然です。

今定例会の党区議団の代表質問で、第三セクターは現段階での概算建設費を途中経過も含めて公表すべきに対し、区は、新空港線のような整備に長期間を要する事業では、物価高の影響などを見極めることは困難である、現段階では、ここ数年の建設コストの上昇のみを根拠に事業費を見直す必要はないと答弁していますが、これでは区民の知りたいことに答えるものではありません。また、東急電鉄と第三セクターが作成した速達性向上計画での費用便益比が2.0から1.5となったことについて、第1回定例会での内容の詳細を説明してほしいという質問についても、区としては問題ないと考えている、この数字については、ホームページで公表していると答弁しています。

委員会の質疑では、区は答弁を意図的に避けているのではないかと、事業費については、今後、時期が来たら説明するとしている、不十分な試算では混乱が生じるなどの意見で不採択となりましたが、第三セクター等の経営健全化等に関する指針、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルは、第三セクターには高い説明責任があり、アカウンタビリティの確保が必要となっています。

区議会議員は、区民の声に答えて、議会で質問しています。納税者の声としての質問という当然の願いである、区議会において出された質問に誠実に丁寧に回答を求める陳情を採択すべきです。

8第26号 新空港線事業費の再評価を求める請願は、新空港線計画での事業費を、近年の建設資材価格、人件費及び労務単価等の上昇を踏まえて検証し、その内容を区民と区議会に説明するよう、大田区がHAL、羽田エアポートライン株式会社に働きかけることを求める内容です。

請願では、最近の他の公共事業の事例から、物価や労務費の高騰などを背景に、事業費が当初の額に比べて上振れしていることから、新空港線計画の事業費も上振れ、大きく膨れ上がるのではないかと懸念しています。近年の建設資材価格や人件費や労務単価などの急激な上昇を踏まえ、事業費への影響を概算であっても検証し、結果を区民、区議会に説明することは、将来の区民負担増を心配、懸念する声に応えるものです。

区はこの間、速達性向上計画での費用便益比は、国土交通省の鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルによって算定したと答弁していますが、その鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルには、再評価として、鉄道の整備事業は長いもので10年以上の年月を要するが、その年月の間に事業を取り巻く社会経済情勢等は大きく変化する可能性がある、そのため、以下を目的として、事業主体自らが5年ごとに再評価を実施するとして、4点の視点

を提起しています。①整備事業を取り巻く社会経済情勢等の変化を確認する、②再評価時点までの整備事業を振り返り、うまくいったことや問題点の把握を行った上で、より効果的、効率的なものとするための改善策を検討する、③社会経済情勢等の変化に伴い、事業費等について、当初の想定と実績とが乖離していないかどうかを確認した上で、必要に応じて整備事業に係るコスト縮減や、代替案、立案等を検討する、④整備事業の継続の可否を判断する。まさに請願で指摘されていることを、国土交通省の鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルでも同様に指摘しています。

区議会として本請願を採択し、大田区として率先して、事業費の再評価、最新の物価、人件費、資材価格等を踏まえた事業費の検証をし、区民、議会への説明を果たすよう求め、採択を求めます。

8第13号 区立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情を不採択とした委員長報告に賛成の討論を行います。

公立小中学校に勤める教員は、教育基本法第1条にあるように、こどもたちが平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な力を身につけることができるようにと日々教材研究をし、授業や学級経営に臨んでいます。さらに、こどもたちが社会に目を開き始める小学校高学年から中学校では、社会の現実を目を向けながら、主体的、多面的に物事を見つめる力がつくようにするために、修学旅行や校外学習などの現地での学習活動に力を入れています。

教育基本法では、このことを第14条第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と重視しています。その上で、留意点として、第2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と掲げられていることは当然のことです。ところが、陳情者は、これを特定の政党のみならず、特定の政治団体、政治運動の立場に偏ることのないよう確認することを教育委員会に求めている、重大な問題です。教育基本法を挙げながら、そこから大きく逸脱しています。

陳情者は、修学旅行、平和学習等の過去3年間の計画書、実施要項、実施報告書などを確認し、その上で、政治的中立性、または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認することを教育委員会に求めています。もとより、校外学習での安全管理に万全を期すことは当然のこと、陳情者の言うように、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認などは徹底されるべきです。

学校における平和学習は、今回の定例会の中でも明らかにされたように、語り部の方々などから戦争体験を聞いたり、現地へ行って実際に見たりする中で、戦争の悲惨さや平和の尊さを実感し、どうやって戦争のない社会をつくっていけばいいのか、先人に学び、共に考えていく学習だと考えます。

しかし、例えば被爆者である語り部の方の中には、一昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の会員で、世界中から核兵器をなくす運動の先頭に立って活動している方々もおられます。この方々の話を聞くことが、陳情者の言う特定の政治団体、政治運動の立場に偏っていると言われるのではないかと現場の先生方はちゅうちょしてしまいます。このように現場の教員や教育委員会を萎縮させることになれば、その結果、教育基本法にある良識ある公民として必要な政治的教養をこどもたちが身につけることができなくなってしまいます。よって、本陳情の不採択に賛成します。以上で討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、40番津田智紀議員。

〔40番津田智紀議員登壇〕 (拍手)

○40番(津田智紀議員) 立憲民主党大田区議団、津田智紀です。8第24号 区議会において出された質問に誠実に丁寧に回答されることを求める陳情、8第26号 新空港線事業費の再評価を求める請願の2件について、不採択とした委員長報告に反対の討論を行います。

まず、8第24号 区議会において出された質問に誠実に丁寧に回答されることを求める陳情についてです。令和8年3月の予算特別委員会において、新空港線計画に関連した質疑に対して、把握しておらず、内容については答えかねるとの答弁や、質問に誠実に答弁しないなどの対応があったと思われることについて、今後、誠実に回答することを求める陳情です。

同予算特別委員会では、新空港線関連の質問が複数の議員からありました。それらの質問によっては、理事者が誠実に答弁しているものもあれば、求められている答弁を行っていないと思われるものもありました。

大前提として、大田区が61%の出資を行っている第三セクターである羽田エアポートライン株式会社が、東急電鉄株式会社と共に、新空港線第一期計画の速達性向上計画の申請を行うに当たって、事業費や採算性を伴う資料を作成し、国に申請をして認定を受けています。質問された事項は、確かに公開されていない事項や、国への情報開示請求に基づいた質問であるものがありましたが、第三セクターである羽田エアポートライン株式会社から大田区がしっかりと情報を得ていれば、予算特別委員会で誠実に答弁できる質問もあったのではないかと考えます。

例えば新空港線の所要時間について、到着地点を京急蒲田駅付近ではなく、羽田空港までの所要時間を示してほしいという質問に対しては、第一期計画が京急蒲田駅までだからということや、東京メトロ副都心線、東急東横線渋谷駅での運行形態が未定という理由を挙げ、速達性向上計画では、参考の時間は出ていると答弁を行ったり、2.0から1.5になった新空港線第一期計画の費用便益比の内容についても、1.5の便益という数字をホームページに公開しているから、その内容は公開しなくても問題がないなど、それぞれの質問に誠実に丁寧に回答しているとは言えない答弁があったと認識しています。

新空港線事業に限らず、大田区は区政情報について区民に発信し、説明する責任を負っています。とりわけ区民負担のある新空港線整備事業の財政負担、需要予測、採算性、区の負担、物価上昇の影響などについて、しっかりと検討、確認を行い、その進捗を適宜区民への報告を行うことが、大田区が区民への説明責任を果たすことだと考えます。そして、新空港線事業について、区民への必要な資料を区が保有していないということだけでは、説明責任を十分に果たしているとは言えません。区は新空港線について、常々、多くの方に正しい情報を知っていただけるようにとこの議場でもおっしゃっています。

確かに誠実に丁寧にということが、どこまでを求めているのかということもありますが、実際にこうした陳情が出てきている上に、昨年行われた地域公共交通計画の素案に関するパブリックコメントで寄せられた意見の9割を超える意見が、新空港線事業については反対、心配、不安だということを真摯に受け止め、まずは区議会の新空港線関連の質問にこれまで以上に誠実に丁寧に回答されることが、新空港線を推進する、反対する、不安に思うなど、それぞれの立場においても必要があり、事業に対する区民の皆さんのさらなる理解が進むものであると考えますため、本陳情の採択を主張いたします。

次に、請願第8第26号 新空港線事業費の再評価を求める請願についてです。令和7年10月に鉄道事業許可を得た新空港線第一期整備事業の速達性向上計画では、総事業費は消費税抜き約1248億円と公表されています。この総事業費は令和4年度までの物価上昇を加味しているということで、本請願は、この総事業費に対する近年の物価高の影響を概算レベルでの検証を求めるものです。

本請願の採択を求める第1の理由は、この間、続いている物価高の影響を把握する必要があると考えるからです。この数年の不透明な世界情勢や中東情勢の緊迫化により、原油価格をはじめ、物価の高騰が続いています。物価高については、区においても様々な影響が出てきています。公共施設工事のインフレスライド条項による当初価格からの上昇の増加、入札不調などにも影響が出ていると言わざるを得ない状況です。そして、令和6年4月からは建設業で働く労働者の時間外労働の上限規制が撤廃され、従来の猶予期間は終了しています。この2年間で建設業の人材の確保は困難を増しています。建設業だけを見ても大変コストがかさむ状況の中、世界的な物価の上昇は今後も続く予想されており、本区においても、物価上昇で多くの区民の皆さんが生活面での不安などが増えている厳しい状況にあることを改めて受け止めていく必要があると考えています。

そのような状況の中、新空港線第一期整備計画については、区が令和4年度までの物価上昇分しか加味していない総事業費とすることで、事業費の縮減に努められているのは理解するとしても、今のすさまじい物価上昇分を反映させると、新空港線には一体いくらかかってしまうんだろうと考える区民の方がいらっしゃることは決して不自然ではなく、むしろ当然ではないかと考えます。近年の建設費高騰は極めて大きいため、価格を定めた当時の条件が現在も妥当なのかと問うことは自然な疑問です。

そして、本請願は、事業費変更額の正式決定などを直ちに求めるものではなく、近年の建設資材価格、人件費及び労務単価の急激な上昇という極めて例外的な状況を踏まえ、令和4年度までの物価上昇分しか反映していない現状の総事業費を概算レベルでの検証を求めるものです。

所管交通政策調査特別委員会では、総事業費の再評価については、現在、環境影響評価や詳細な設計をしていることを理由として行う必要がない、概算レベルでの把握は、不確定な数字を公表すると数字が独り歩きして、区民に誤解を与えるものではないかという意見がありました。

しかしながら、先ほど申し上げたような近年の物価上昇の中で、区民の皆さんに対して、現時点で、どの程度の影響が見込まれるかを説明することは、説明責任の観点からも必要であると考えます。そして、他自治体や他鉄道事業でも詳細設計前の段階で事業費上振れ見込みを公表している事例はありますし、また、概算値であることを明示した上で説明を行えば、数字が独り歩きすることはありません。むしろ、この物価高の影響把握を全く行っていない状態を区議会として放置することのほうが区民にとって不透明であり、説明責任上問題があると考えます。

そして、他自治体においても、様々な公共事業が物価高の影響を受けており、その結果、中止や見直しも相次いでいます。目黒区の区民センター再整備事業では、事業費約398億円が約492億円に増加することが判明したことを受け、事業の中止及び見直しが行われています。中野区においては、中野サンプラザ周辺の再開発計画も、総事業費2600億円余りの計画が、総事業費が900億円増え、3500億円余りに膨らんだこともあり、計画は振出しに戻りました。大阪市で進められているなにわ筋線においても、物価及び労務費高騰を背景として、令和元年に策定された総事業費約3300億円から約6500億円に上振れする見通しが公表されています。仮に本区における新空港線事業で数十億円から数百億円規模の追加負担が発生するのであれば、早い段階でその影響を把握するほうが区政運営として健全であり、問題の先送りこそ将来的な区民負担を高める可能性があるのではないのでしょうか。

理由の二つ目は、基準割引率及び基準貸付利率の上昇です。基準割引率及び基準貸付利率は、従来は公定歩合と呼ばれていましたが、この利率は、令和6年8月1日0.5%、令和7年1月27日0.75%、同12月22日1%、そして、先頃、令和8年6月17日には1.25%と、この間、上昇をしてきています。

そして、この間、公表されてきた新空港線の累積資金収支黒字転換年は、都区合意時には17年で黒字転換できると発表されていましたが、2025年10月に東京都の資料では、17年から30年に訂正をされています。そして、現在、大田区のホームページのよくある質問一覧、更新日は2026年4月23日となっています、のQ19「羽田エアポートライン株式会社はどのように収入を得ていくのでしょうか？」では、「借入金の返済年数は40年以内とするよう国から求められる中、本事業についても償還年数（累積資金収支黒字転換年）40年以内の計画として認定されています」とあり、累積資金収支黒字転換年40年は、都市鉄道等利便増進法における限界でもある年数です。そして、国土交通省鉄道局が公表している速達性向上事業、新空港線の累積資金収支黒字転換年も40年と記述をされています。

新空港線事業は、第三セクターである羽田エアポートライン株式会社が借入金を行って進めていく事業であり、国内のみならず、世界的な物価上昇の流れがある以上、基準割引率及び基準貸付利率の上昇基調は中長期的にも避けられる見込みは少ないと考えられ、これに関連する金利上昇だけでも、今後の建設費高騰の影響額を超える事業費の縮減を達成しない限り、速達性向上計画の累積資金収支黒字転換年40年を超過してしまうことは明らかであり、このような金利に対する対応を考慮しても、早急に当初計画されていた事業費の概算レベルでの確認が必要であると考えます。

理由の三つ目は、様々な観点から、自治体には、こうした事業に対しての説明責任が課せられているからです。国土交通省の鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルでは、公共事業として国費が投入されている整備事業については、効率的な事業実施がなされているかについて、国民へのアカウンタビリティ、説明責任の確保が必要であることがうたわれています。

総務省から公開をされている第三セクター等の経営健全化方針では、地方公共団体は、出資を行っている法人、損失補填等の財政援助を行っている法人、そのほか経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められ

る法人を対象として、経営安定性や透明性を確保する取組を行わなければならないと定められています。先日の区議会交通政策調査特別委員会でも、羽田エアポートライン株式会社の現在の経営状況報告がなされて、もちろん、これはこれで大変重要であります、実際に推進をしようとしている事業自体の透明性の確保にも区は能動的に努めるべきだと考えます。

そして、大田区においても、大田区外郭団体等に関する基本方針では、外郭団体等事業の効果検証として、事業の進捗管理、効果を検証することが必要ですと定められています。

最後に、新空港線第一期整備事業が適用されている都市鉄道等利便増進法第23条第3項では、国、地方公共団体、鉄道事業者等その他の関係者は、速達性向上計画の作成及び変更その他この法律に定める措置を講ずるに当たっては、その過程の透明性の確保に努めるものとあります。

今、るる述べてまいりましたマニュアルや方針、そして、法律の意図するところを考えるに当たり、これらが関連する事業については、その透明性の確保にできる限り努められるべきであり、大田区が主導的地位を有する、区民負担を伴う第三セクターの事業、新空港線第一期整備事業について、直近の物価高の影響があると考えられる概算レベルでの事業費の影響を把握しないこと、求めないことは、区民への説明責任の観点から望ましいとは言い難いと考えます。

以上、物価高の影響、基準割引率及び基準貸付利率の上昇の影響、区民への説明責任の観点、これら3点を新空港線事業の再評価を行う必要な理由として申し述べ、本請願の採択を求め、討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕 (拍手)

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。8第21号 暑さ対策のための「夏季生活支援給付金」(仮称)など大田区独自施策を求める陳情、20号 「生活保護制度の夏季加算を求める意見書採択」の陳情につきまして、委員会審査結果、不採択に反対、採択すべき立場から討論いたします。

これらの二つの陳情は、夏の暑さが生命に関わるほどに苛酷になっているにもかかわらず、物価の高騰もあって、エアコン利用を抑えなければならない経済状況になっている生活保護制度の不備を大田区の独自支援により補うことを求める、制度の改善のため、国に意見書の提出を求める二つの陳情です。

夏の暑さは経済活動が根底にあり、コンクリートなど道路や建物からの輻射熱やヒートアイランドが原因の8割ですから、特に都市部の夏の暑さは他の地域とは比べ物にならないほどに深刻です。大田区は、特区民泊も乳幼児医療制度も給食の無償化も、国で行う前に必要だと判断すれば取り組んできましたから、待ったなしの暑さ対策に不十分な生活保護基準を引き上げさせるためにも独自給付し、意見書を提出すべきで、採択を求めます。

そもそも全ての社会保障給付水準にも影響する生活保護給付が、冷房をつけるのも控えるほどぎりぎり、少しの変化で一気に生活の悪化を余儀なくされるような水準というのがおかしいと思います。健康で文化的な最低限度の暮らしは、少々の変化に耐えられる力強さや弾力性を持たなければいけません。公共工事の工事単価のように基準を連動させたり、インフレスライド条項のように請求できるのに比べ、あまりに脆弱です。採択です。

8第12号 生ゴミ処理機への助成金の支給を求める陳情につきまして、委員会審査結果に賛成、不採択の立場から討論いたします。

陳情者の環境保全の姿勢は共感いたしますが、生ゴミ処理機への助成が本当に公平で、環境を守る施策になるのか疑義があり、賛成できません。

生ゴミ処理機といっても様々な種類があり、電気を使って乾燥させるとなるとエネルギーも必要で、ゴミを減らしてから最終的に焼却するので、焼却するゴミは減りますが、そちらにもエネルギーを使います。そこに税金を補助して処理機を購入するので、処理機を製造し、稼働させ、廃棄すれば、そこでさらに環境負荷が生じます。総合的に見て、環境負荷が減るほど簡単ではないと思います。

コンポストは土に返す堆肥化ですが、庭のある家も、ベランダのある家も限られています。プランターや庭で植物を作るなどする区民は環境負荷を和らげられるかもしれませんが、そうした住環境にある方も限られていま

すし、土をごみで捨てることもできません。そもそも都市の一極集中をやめ、暮らし方から見直さないとごみは減りません。生ごみが減っても、外食や中食が増え、食品廃棄物は産業廃棄物や中小事業者のごみとなって排出されています。それでいいのか、家庭で調理していた暮らしを見直すのかなど、単に生ごみをエネルギーと器具を使って減らすだけでない暮らし方にすることが環境政策だと思います。

8 第 26 号 新空港線事業費の再評価を求める請願の委員会審査結果、不採択に反対、採択すべき立場から討論いたします。

この請願は、近年の資材、人件費、労務単価の上昇を踏まえ、新空港線の事業費の再検証を求める請願です。

資材、人件費、労務単価が上がり、大田区の公共事業も専決処分の範囲では収まらず、契約変更やインフレスライド条項に基づく変更が目立つようになりました。債務負担行為の見直しも本補正予算を含め相次いでいます。

ただでさえ財政健全化法の枠組みでは、債務負担行為を十分評価できず、財政の悪化を見過ごす可能性もあるのに、新空港線のような第三セクターを使い、利率が上がる中、どう資金調達して整備していくかも明らかになっていませんから、財政的な不安は非常に大きいと思います。その上、この物価高騰です。

最悪なのが、蒲蒲線のまちづくりがあちらこちらで一定程度進んだ後で、例えば J R ・ 東急蒲田駅の駅舎建て替えなどの補助金支出を決め、建て替えが始まった後で改めて検証し直したら、どうにも財政負担できなくなって撤退することです。蒲蒲線は通らないわ、蒲蒲線が通らないのに蒲蒲線のまちづくりの費用を負担させられ、財政が悪化する可能性もあるわで、区民は踏んだり蹴ったりです。

松原前区長は、蒲蒲線の都と区の財政負担割合が決まったとき、蒲蒲線が通ることより、まちづくりができることを喜ぶ挨拶をしましたから、これだけ物価が上がるのに再検証しないのは、線路は財政的に難しいけれども、まちづくりだけでも確定させちゃおうとしているのではないかと疑いたくなります。そうではないことを示すためにも、ぜひ検証を求めるべきだと思います。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

まず、本件中、8 第 14 号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 26 号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 16 号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第 20 号及び 8 第 24 号の 2 件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書はいずれも不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件はいずれも当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたし

ました。

次に、8 第12号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第21号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第10号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

〔46番奈須利江議員棄権〕

○鈴木隆之議長 次に、8 第17号を起立により採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書は不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

次に、8 第13号ほか2件を一括して採決いたします。

本件に対する当該委員長からの審査報告書はいずれも不採択であります。当該委員長からの審査報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本件はいずれも当該委員長からの審査報告書のとおり決定いたしました。

〔46番奈須利江議員入場〕

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第7を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第7

委員会継続審査及び調査要求

○鈴木隆之議長 本件については、タブレット型端末に配信の請願・陳情継続審査件名表及び継続調査事項表のとおり、当該委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。

本件を一括して採決いたします。

本件はいずれも当該委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本件はいずれも当該委員長からの申出のとおり決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を議了いたしました。

閉会に先立ち、区長から挨拶があります。

〔鈴木晶雅区長登壇〕

○鈴木区長 令和8年第2回大田区議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月18日に開会されました本定例会におきましては、病児・病後児保育事業に係る経費、麻疹抗体検査費用及び麻疹予防接種費用助成に係る経費などの補正予算案のほか、条例議案、その他議案、報告議案を提出させていただきましたところ、いずれもご決定を賜り、誠にありがとうございました。

まず、本定例会におきましては、緊迫する中東情勢の影響について、議員の皆様から大変多くの貴重なご意見をいただきました。区といたしましても、事態の深刻さを厳粛に受け止め、速やかに対応すべきであるとの認識を一層強く持ったところでございます。去る6月17日に米国とイランの間で戦闘終結に向けた覚書の正式署名がなされましたが、中東情勢の先行きはいまだ不透明であり、エネルギー価格の高騰やサプライチェーンの混乱など、区内中小企業の経営環境は引き続き厳しい状況に直面しております。

このような不透明な情勢の中だからこそ、区民生活や地域経済を守り抜くため、状況の変化をつぶさに捉えた切れ目のない対応が求められます。各方面からも物価高騰対策などに対するご要望もいただいております。今後の具体的な対策の講じ方につきましては、事態の推移を注視しつつ、議会の皆様と緊密に連携を図りながら、機動的に取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様におかれましては、今後とも、区政の諸課題に対し、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、先月15日、本庁舎3階にオープンした多世代交流型キッズスペースについて改めてご紹介いたします。このキッズスペースは、子育てNo.1都市の実現に向け、区の若手職員が、区役所が行政手続きの場を超えて、親しみやすく、地域の活力を生み出す場にしたいと提案したことをきっかけに、関係部署との検討を重ねて、実現に至ったものでございます。オープン以来、多くの皆様にご利用いただき、吹き抜けの大きな窓から光が差し込む中で、お子さんが絵本を読んだり、ホワイトボードに落書きしたり、また、保護者同士が語り合っている姿も見られ、交流の場として着実に親しまれております。

行政手続きで来庁された方だけではなく、キッズスペースを目的に来られた方もいらっしゃると聞いております。日々の執務の中におきましても、3階の吹き抜けから聞こえてくるお子さんたちの元気で楽しそうな声に、区民の皆様だけではなく、職員も心が癒やされ、庁舎全体がこれまで以上に明るい雰囲気になっております。今後も、利用者の皆様の声を伺いながら、よりよい環境づくりに努めるとともに、この場を活用した情報発信や交流の取組を進め、誰もが親しみを感じられる区役所づくりにつなげてまいります。

続いて、最近の区政の諸点について、2点ご紹介をいたします。

まず初めに、先週の金曜、北区の区立小学校で火災が発生し、校舎から黒煙と炎が上がる映像が報じられた件についてでございます。児童、教職員11名が骨折などの重軽傷を負ったとの報道もあり、心からお見舞いを申し上げますとともに、被害に遭われた方々の一日も早いご回復をお祈りいたします。

現在、警察、消防による現場検証が進められ、火元は音楽準備室とのことですが、出火原因は調査中とのことです。この事態を受け、本区教育委員会では、今週の月曜日に全区立学校に対して、普通教室以外を含めた校舎内の緊急一斉防火点検を指示し、現時点では異常はない旨の報告を受けております。あわせて、今後も安全性を追求していくため、様々な角度から調査、点検を早急に行っていくとの報告を受けております。

今回の事例からも、改めて火災事故の恐ろしさを認識させられました。これから湿気の多い時期が続くため、私たちは日常に潜む電気火災という身近なリスクについても改めて強く意識する必要があります。また、トラッキング現象、断線や経年劣化、電流の過負荷など、火気を使っていないつもりでも事故につながるおそれがあります。

区は、教育委員会と連携し、全ての区立学校における再点検を徹底するとともに、区関連施設においても、配線器具や出火原因となり得る機器の再確認を徹底するよう、早速指示をいたしました。今後も、火災から命と地域を守るために、安全・安心なまちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、長期間差し

っ放しのプラグは適切に清掃し、傷んだコードは使用を中止するなど、電気の取扱いをいま一度徹底していただきますとともに、区民の皆様への啓発にご理解とご協力を賜れば幸いに存じます。

次に、(仮称)羽田空港公園についてでございます。既に報道もされておりますが、一昨日の23日に整備工事の起工式が行われ、事業者からの招待を受け、鈴木議長、伊佐治副議長と共に、私も参列してまいりました。これまで区議会の皆様をはじめ、地域の皆様から様々なご意見、ご提案を頂戴し、整備工事を着手するまでに至ったこと、改めて感謝申し上げます。

公園が開園した暁には、多くの子どもたちが芝生広場や遊具で遊ぶ姿を私も楽しみにしているところでございます。さらには、羽田イノベーションシティとも連携し、大田区の新しい文化を創造し、内外に発信する公園となるよう期待しております。本公園が大田区の新たな魅力の一つとなるよう、令和10年4月の開園に向け、区としても責任を持って本事業を着実に進めてまいります。

最後に、気象情報によりますと、第7号、第8号の二つの台風が今週末にかけて日本列島に接近するおそれがございます。特に台風7号は非常に強い勢力を維持しており、今後の進路や状況によっては、区内でも大雨や暴風に見舞われる危険性がございます。区といたしましては、万全の警戒態勢を整え、情報収集と迅速な避難情報の発信に努め、区民の皆様の安全・安心の確保に全力を尽くしてまいります。議員の皆様におかれましても、地域での今後の活動やご移動の際には、最新の気象情報に留意され、この週末の台風の動向には十分にお気をつけてお過ごしいただきたいと存じます。

以上、閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の会議を閉じ、令和8年第2回大田区議会定例会を閉会いたします。

午後3時8分開議・閉会